

# 公益財団法人横浜企業経営支援財団寄附金等取扱要綱

制 定 平成30年 9月15日

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）における寄附金の取扱いに関する事項を定め、寄附金の適正な運用を図ることを目的とする。また、新たな財源の確保を通じて公益財団法人としての健全な財政運営を継続していくことで、市内中小企業等の経営支援に係るサービスの向上及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 常時募金活動を行うことにより受入れる金銭又は有価証券
- (2) 特定寄附金 受入れにあたって用途が特定されている金銭及び有価証券又は財団が用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受入れる金銭及び有価証券
- (3) 寄附者 寄附をしようとする者（寄附後にあつては、寄附をした者。）をいう。

## (受入れに関する権限)

第3条 寄附金の受入れに関する権限は財団理事長（以下「理事長」という。）が有し、財団事務局長（以下「事務局長」という。）が事務を所掌する。

## (一般寄附金の募集等)

第4条 財団は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 募集する一般寄附金の下限額は、日本国通貨に換算して1口10,000円とする。
- 3 一般寄附金は、定款第4条に規定する事業のうち公益目的事業に2分の1以上供するほか、財団の運営に必要な管理経費に供するものとする。

## (特定寄附金の募集等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を定めなければならない。

## (募金目論見書の交付等)

第6条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書（第1号様式）を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

## (寄附の申込み)

第7条 寄附の申込みは、寄附者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、寄附金額、その他必要な事項を記載した寄附申込書（第2号様式）により行うものとする。

## (寄附の受入れ決定及び通知)

第8条 寄附の申込みがあつた場合は、財団は、寄附の内容について必要な調査を行い、受入れにあつて財団の業務の遂行上支障がないと認められるものについては、寄附者に寄附受入通知書（第3号様式）（以下「通知書」という。）を交付するものとする。

## (審査)

第9条 前条の調査の結果、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合又はその他寄附金の受入れ等に関して疑義が生じた場合には、会議等の場で適正に審査するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号（平成18年法律第49号）に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

- (3) 寄附金の受入れに起因して、財団に著しく資金負担が生ずる場合
  - (4) 寄附者が、次に該当する場合
    - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
    - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (5) 前4号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受入れられるには社会通念上不相当と認められる場合
- 2 前項の会議等は、財団契約事務処理委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第3条第1項第3号及び第2項を適用し、同委員会の任務とみなす。この場合において、同委員会の委員は、委員会要綱第2条第1項別表第2によるものとする。ただし、同委員会の委員長は、必要に応じて財団外部の者若干名を委員会開催の都度、委員として委嘱することができる。
  - 3 前項に規定する会議等の運営にあたっては、委員会要綱第4条、第5条及び第8条第1項を適用する。
  - 4 第2項及び第3項による可否決定と結果の報告は、審査調書 兼 審査結果報告書（第4号様式）を用いて行う。
  - 5 審査の結果、寄附金の受入れを決定したときは、前条に規定する通知書を寄附者に交付するものとする。

（受入れ及び受領証明書の送付）

- 第10条 一般寄附金又は特定寄附金を受入れたときは、寄附金額及びその受領年月日を記載した寄附金受領証明書（第5号様式）を寄附者に送付するものとする。
- 2 前項による受入れにあたり、外国通貨による受入れの場合は、受領後速やかに円貨に交換し受入れられるものとし、又有価証券による受入れの場合は、受領後速やかに換金し受入れられるものとする。

（寄附の辞退）

- 第11条 第9条に規定する審査の結果、財団が寄附を辞退する場合は、寄附辞退届（第6号－1様式）を寄附者に送付するものとする。
- 2 寄附金の受入れ後において、第9条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、財団は寄附辞退届（第6号－2様式）を寄附者に送付するとともに、当該寄附金を寄附者に返還するものとする。
  - 3 前項の返還額は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 寄附金を金銭（日本円通貨）で受入れた場合の返還額 財団が受入れた寄附金額から返還に要する振込手数料を控除した額
    - (2) 寄附金を金銭（外国通貨）で受入れた場合の返還額 財団が円貨に交換して受入れた寄附金額から当該交換手数料及び返還に要する振込手数料を控除した額
    - (3) 寄附金を有価証券で受入れた場合の返還額 財団が換金して受入れた寄附金額から当該換金手数料及び返還に要する振込手数料を控除した額

（募金に係る結果の報告）

- 第12条 財団は、特定寄附金の募集期間が終了し、当該寄附金の使用が完了したときは、速やかに寄附金総額、使途、決算及び当該寄附金の使用による効果などを記載した報告書（第7号様式）（以下「報告書」という。）を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（情報公開）

- 第13条 財団が受入れる寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第14条 寄附者に関する個人情報については、財団個人情報の保護に関する規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(改廃)

第15条 この要綱の改廃は、事務決裁規程に基づく決裁により行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年9月15日から施行する。